

関係機関との協議結果

県・市	担当課	意 見	対 応
足利市	総合政策課	特になし	—
足利市	危機管理課	特になし	—
足利市	資源循環推進課	特になし	—
足利市	環境保全課	特になし	—
足利市	くらし安全安心課	特になし	—
足利市	都市政策課	(都市政策担当) ・当該地は工業地域です。 ・当該地は都市機能誘導区域域内であるため、都市再生特別措置法に基づく届出は不要です。 ・建築物は、足利市景観計画の基準に適合する必要があります。景観法に基づき着手30日前までに届出が必要となるため、事前に都市政策課と協議してください。 ・屋外広告物は、栃木県屋外広告物条例の基準に適合する必要があります。掲出前に都市政策課と協議してください。 (開発指導担当) ・当該地は既に宅地化された土地ではありますが、2次的開発を行う場合には開発許可が必要となる場合があるため、事前協議をお願いします。 ・当該地は、盛土規制法の宅地造成等工事規制区域に該当しますので、造成を行う場合には、栃木県都市政策課盛土安全推進班とご相談ください。 ・2000㎡以上の土地取引を行う場合、契約日から2週間以内に国土利用計画法に基づく届出を提出してください。	・用途地域に適合する施設とします。 ・景観法に基づく届出について、事前に協議を行いました（協議日：2026. 6. 2）。 ・屋外広告物について、掲出前に協議を行いました（協議日：2026. 5. 8）。 ・事前協議を行いました。（最終協議日：2026. 7. 19 建R8-29） ・造成を行う際には、栃木県都市政策課盛土安全推進班と協議を行います。 ・土地取引を行う場合には、国土利用計画法に基づく届出を行います。
足利市	建築・住宅政策課	特になし	—
足利市	道路河川保全課	特になし	—
足利市	企業経営課	・対象地内に25mmのメーターが2基設置してあります。使用するメーターが1基の場合、使用しないメーターについては、道路上での分水止め工事が必要になります。 ・給水装置工事では、止水栓以降の配管から新しい材料に交換する必要があります。 ・給水装置工事および排水設備工事をする場合は事前協議が必要になります。	・給水装置工事および排水設備工事を行う際には、事前協議を行います。（協議予定日：2026. 9. 20）
足利市	水道施設課	特になし	—
足利市	下水道施設課	公共下水道の区域となりますので接続をお願いいたします。	了解しました。
足利市	予防課	消防用設備等について、確認申請前に消防と事前協議するよう依頼したい。	確認申請を提出する前までに、消防用設備等について事前協議を行います。（協議予定日：2026. 8. 3）
足利市	警防課	今回の出店計画が開発行為に該当する場合は、消防水利等の適合状況について、事前に消防側と協議を行う必要があります。つきましては、事業者に対し、警防課へ「消防水利に関する事前協議申請書」を2部提出し、協議を行うようお願いいたします。	開発行為に該当する際には、消防水利等の適合状況について、事前に協議を行います。（開発行為に該当しません）

足利市	生涯学習課	【共有事項】 店舗の裏側にある公園（朝倉公園）において、青少年の迷惑行為（ゴミのポイ捨て、喫煙等）が散見されています。 計画書に記載の「従業員における店舗周辺の清掃美化活動」及び「従業員による定期的な店内巡回や声かけ」、「防犯カメラの設置等の防犯対策」等を実施される際は、店舗裏手の空きスペースなど、目の届きにくい場所にもご留意いただけると幸いです。	了解しました。
栃木県	総合政策課	・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、足利市都市政策課に確認してください。	・国土利用計画法第23条第1項に基づく届出の要否について、足利市都市政策課に確認をします。
栃木県	県民協働推進課	1 酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行い、20歳未満の者に販売しないようお願いいたします。 2 図書類等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う場合には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、これらを青少年（18歳未満の者）には閲覧・販売等しないでください。また、陳列箇所は、有害図書類は青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示（大きさ30cm×15cm）を行ってください。	・酒類、たばこ類を販売する場合は、年齢確認等の必要な措置を行います。 ・図書類等（DVD・ゲームソフトを含む）を取り扱う際には、どのような図書類が有害図書類に該当するのかを理解し、有害図書類については、栃木県青少年健全育成条例第22条に基づく区分陳列を実施し、青少年には閲覧・販売等を行わないよう必要な措置を行います。また、陳列箇所には有害図書類を青少年に閲覧・販売等できない旨の掲示を行います。
栃木県	環境保全課	○3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、工事着工30日前までに一定規模以上の土地の形質変更届出が必要となります。土地の形質変更を行う場合は、所管する県南環境森林事務所環境部環境対策課（0283-23-4445）に相談してください。 ○出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。（回答不要）	○土地の形質変更届出を行う際には、県南環境森林事務所環境対策課に必要な届出を行います。
栃木県	資源循環推進課	○栃木県では令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、「てまえどり」の積極的周知等により食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。	○食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に取り組んでまいります。
栃木県	交通政策課	・新たな店舗のオープン後、周辺道路に想定以上の渋滞や交通安全上の問題が発生した場合には、関係する道路管理者と協議を行い、必要な対応をお願いします。	・オープンに伴い、来店車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、交通渋滞や交通安全の問題が発生した際には、速やかに関係機関と協議の上、適切な対策を講じてまいります。
栃木県	道路整備課	道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち新設、改築の観点から意見なし。	—

栃木県	道路保全課	意見なし（県道に接道が無いため）	—
栃木県	上下水道課	汚水排水計画及び雨水排水計画については、足利市担当課と協議してください。	汚水排水計画及び雨水排水計画については、足利市担当課と協議を行います。
栃木県	都市政策課	<景観づくり担当> ・屋外広告物を設置する場合には、栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、足利市都市政策課と協議してください。 ・足利市景観計画に定める行為の届出の可否について、足利市都市政策課と協議してください。（協議先：足利市都市政策課 TEL 0284-20-2167） <開発指導担当> ・都市計画法における開発許可の可否について足利市都市政策課と協議してください。（協議先：足利市都市政策課 TEL 0284-20-2168） <計画担当> ・自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務が生じますので、足利市都市政策課に確認してください。（協議先：足利市都市政策課 0284-20-2167） ・駐車場の設置にあつては、「栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）」に基づく措置を講じるよう努めてください。（協議先：足利市都市政策課 0284-20-2167） <盛土安全推進班> ・意見なし	・栃木県屋外広告物条例に基づく許可申請について、足利市都市政策課と協議を行います。 ・足利市景観計画に基づく行為の届出について足利市都市政策課と協議を行います。 ・開発許可等の可否について、足利市都市政策課と協議を行います。 ・駐車場法第11条の規定に基づく技術的基準の適合義務について、足利市都市政策課に確認済み（2026. 2. 13）。 ・栃木県安全で安心なまちづくり推進指針（犯罪の防止に配慮した道路・公園・駐車場に関する指針）を参考に防犯対策に努めてまいります。
栃木県	都市整備課	意見なし	—
栃木県	建築指導課	建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、栃木県ひとにやさしいまちづくり条例等について、足利市都市建設部建築・住宅政策課（TEL：0284-20-2170）と協議願います。なお、建築確認申請に関しては、指定確認検査機関との協議でも支障ありません。	<各申請等提出先・提出予定日> ●建築確認申請 提出先：ユードイーアイ確認検査株式会社 柏本部 提出済：2026. 6. 29 ●建築物省エネ法 提出先：ユードイーアイ確認検査株式会社 柏本部 提出済：2026. 7. 1 ●建設リサイクル法 提出先：足利市都市建設部 建築・住宅政策課 提出予定日：2026. 9. 25 ●栃木県ひとにやさしいまちづくり条例 提出先：足利市都市建設部 建築・住宅政策課 提出日：2026. 5. 14
栃木県	警察本部 交通規制課	○令和8年6月11日、事前協議終了。 ○今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	○乗入口の位置等に変更が生じた際には、関係各課と再協議を行います。
栃木県	経営支援課	意見なし	—